

構造設備等基準

○ 配置及び施設の基準（福山市公衆浴場法施行条例第3条、第4条）

※個室関係を除く。

種 別		一般公衆浴場	その他の公衆浴場
設置場所		□既設の一般公衆浴場から300m以上離れていること。 (条例第3条)	適用なし
外部との区別		□内部が直接外部から見通しができない構造であること。(条例第4条1項2号) □ねすみ・衛生害虫等の侵入防止のため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設けるなど防除設備を設けること。 (衛生管理要領Ⅱ 第1-1(2))	一般公衆浴場に準じる。
男女の区別		□出入口、脱衣場、洗い場、浴槽は、男女を区別し、互いに見通しができないよう障壁を設けること。 (条例第4条1項1号) なお、隔壁区画とすること。	一般公衆浴場に準じる。
履物置場		□履物置場を設けること。 (条例第4条1項4号)	適用なし (入浴者数に応じた履物保管設備を設けること。)
受 付		□受付を設けること。 (条例第4条1項5号)	適用なし
脱衣場		□おおむね10㎡以上であること。 (条例第4条1項6号ア) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※1参照) □床面は耐水性の材料とすること。 (衛生管理要領Ⅱ 第1-3(3)) □適当な換気設備等、採光の十分な窓及び適当な照明設備を設けること。 (条例第4条1項3号ア、イ、ウ) □十分な数の施錠できる脱衣箱及び予備の脱衣かごを備えること。 ※2参照 (条例第4条1項6号イ) □洗面設備を設けること。 (衛生管理要領Ⅱ 第1-3(6)) □飲料水供給設備を設ける場合には、飲用適の旨を見やすい場所に表示すること。 (衛生管理要領Ⅲ 第1-6(1))	面積の適用なし (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※1参照) 他は一般公衆浴場に準じる。
浴室	洗い場	□おおむね10㎡以上であること。 (条例第4条1項7号ア) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※3参照) □適当な換気設備等を設けること。 (条例第4条1項3号ア) □採光の十分な窓及び適当な照明設備を設けること。 (条例第4条1項3号イ、ウ) □床及び壁の下部(約1m)は耐水性の材料であること。 (条例第4条1項7号イ) □床面はすべりにくい材質・構造とすること。 (衛生管理要領Ⅱ 第1-4(3)) □床に勾配及び溝を設けること。 (条例第4条7号ウ) (勾配はおおむね1.5/100以上) (衛生管理要領Ⅱ 第1-4(3)) □十分な数の給湯栓、給水栓、洗い桶、腰掛けを備えること。 ※4参照 (条例第4条1項7号工)	面積の適用なし (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※3参照) 他は一般公衆浴場に準じる。
	浴 槽	□主浴槽の面積：おおむね3.24㎡以上。 ※5参照 (条例第4条1項8号ア) □出入のための階段を設けること。 (条例第4条1項8号イ) (手すり等の設置が望ましい。)(衛生管理要領Ⅱ 第1-4(10)) □耐水性の材料であること。 (条例第4条1項8号イ) □縁の高さは、洗い場の床からおおむね10cm以上とすること。 (条例第4条1項8号ウ) (15cm以上が望ましい。)(衛生管理要領Ⅱ 第1-4(10)) □送り湯式もしくは蒸気式または内部を十分に清掃できる構造とすること。 (条例第4条1項8号工)	面積の適用なし (入浴者に応じた面積とすることが望ましい。※5参照) 階段の適用なし (手すり及び内側に踏み段を設けること。他は一般公衆浴場に準じる。) 他は一般公衆浴場に準じる。

蒸気（熱気） 使用入浴設備 （サウナ等）	☐ 外部から内部温度の識別及び調整ができること。（条例第4条1項12号ア） ☐ 放熱設備が入浴者の身体に直接接しない構造とすること。（条例第4条1項12号イ） ☐ 内部を確認できる窓を設けること。（衛生管理要領Ⅱ 第1-10（1）7） ☐ 入浴者の安全のため、非常用ブザー等を設けること。（衛生管理要領Ⅱ 第1-10（1）7）	一般公衆浴場に準じる。
排 水	☐ 汚水は適正に処理すること。（条例第4条1項13号）	一般公衆浴場に準じる。
便 所	☐ 男女別に設け、浴場内から利用できること。（条例第4条1項14号ア） （高齢者・小児等にも配慮した便器を設けることが望ましい。）（衛生管理要領Ⅱ 第1-7(1)） ☐ 換気、採光、照明、防臭及び昆虫等防除の設備を設けること。（条例第4条1項14号イ） ☐ 流水式手洗い設備を設けること。（条例第4条1項14号ウ）	一般公衆浴場に準じる。
その他の 設備等	☐ ろ過器を設置する場合、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。（条例第4条1項9号） ☐ ろ過器の前に集毛器を置くこと。（条例第4条1項9号） ☐ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。（条例第4条1項10号） ☐ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。（条例第4条1項11号） ☐ 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(12)2） ☐ 循環ろ過湯水の補給口は底部に近い部分とし、誤飲及びエアロゾルの発生が防止できること。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(12)3） ☐ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造でないこと。 ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。（条例第5条12号） ☐ 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。（条例第5条13号） ☐ 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。（条例第5条14号） ☐ シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。（条例第5条15号） ☐ 貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。（条例第5条16号） ☐ ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。（条例第5条17号） ☐ 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。これにより難しい場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。（衛生管理要領Ⅱ 第1-6(2)） ☐ 露天風呂を設ける場合、屋外には洗い場を設けないこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-10(2)3）	一般公衆浴場に準じる。

（条例：福山市公衆浴場法施行条例、衛生管理要領：公衆浴場における衛生等管理要領）

※1 脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-3(2)）

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{m}^2 \times 1.5$$

（注）毎時最大浴場利用人員…おおむね、平均人員の2倍

20……着脱衣、休憩等に要する時間（分）

1.1m²…入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積

1.5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積

※2 脱衣箱(かご)の数は、次により算出される数以上であることが望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-3(4)）

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 50 / 60$$

（注）50…浴場利用時間（分）

※3 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(5)）

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{m}^2 \times 1.5$$

（注）20……洗い場使用時間（分）

1.1m²…入浴者1人当たりの洗い場使用面積

1.5……通路等に要する面積の係数

※4 給水（湯）栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数（組）以上であることが望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(6)）

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60$$

（注）20……洗い場使用時間（分）

給水（湯）栓は他の組の中心点との距離がおおむね70cm以上であること。

なお、90cm程度の間隔が望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(7)）

※5 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。（衛生管理要領Ⅱ 第1-4(9)）

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{m}^2 \times 1.2$$

（注）10……浴槽使用時間（分）

0.7m²…入浴者1人当たりの浴槽使用面積

1.2……浴槽内の踏段、注（湯水）口等に要する面積の係数

※ 留意事項

設計にあたっては、福山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第58号）第4条「施設の基準」、第5条「措置の基準」の他、「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知〔循環式浴槽の場合に限る。〕）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質確保が十分行えるよう所要の設備を設けること。